



エステ店が倒産したら



契約中の脱毛エステのサロンから、店舗閉鎖のお知らせが届きました。破産管財人の名前と連絡先が載っています。まだ施術が残っていますが、どうなるのでしょうか。

- 代金を分割払い中であれば、クレジット会社（ローン会社、クレジットカード会社など）に支払い停止を主張できます。「抗弁書」の提出が必要です。まずクレジット会社に問い合わせましょう
※一般社団法人日本クレジット協会のHPから、抗弁書の書式をダウンロードできます
※クレジットカード払いの場合は、一括払いや支払い済でもカード会社の協力が得られる場合があります。カード会社に問い合わせてみましょう
- 破産手続きに入ると、契約者は「債権者届」を破産管財人に提出し、清算配当を待つこととなります。多くの場合、配当は期待できません
- サロンのアプリやサイトの停止に備えて、契約内容や施術の消化状況がわかるページをスクリーンショットなどで保管しておきましょう
- サロンや破産管財人が今後の対応や手続きについてサイトに情報を載せることがあります。定期的に確認しましょう

わからないことがあれば 下記電話番号にご相談ください

消費生活相談はまずはお電話で **海部地域消費生活センター**



0567-23-0150 まで

対象 : 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方
相談日時 : 月曜から金曜 9:00~16:30 ※国民の祝日と12月29日~1月3日を除く
住所 : 津島市西柳原町1丁目14番地 (愛知県海部総合庁舎1階)